

## 補助金調書

補助金名	観光サービス対策事業補助金			担当課 (連絡先)	経済観光文化局観光コンベンション部 観光振興課 (TEL 733-5933)
交付先	団体	観光関連団体	区分	その他の補助金	
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期	随時受付		
(公募の場合) 応募要件	(1) ビジターズ・インダストリー(集客産業)に属する同一業種で構成された民間団体であること。 (2) 法人格の有無を問わず、本市内に所在地を置き、かつ活動の基盤を有する団体であること。 (3) 観光サービス対策事業補助金、もしくは本市から当該補助金と同様な金銭的給付を同一年度内に受けていないこと。 (4) 本市の市税を滞納していないこと。 ※上記のほか、特に市長が必要と認める者は、交付の対象者とする事ができる。				
(非公募の場合) 非公募の理由					
補助開始年度	昭和49年	年度	経過年数	41	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	福岡市が「おもてなしの心に満ちた国際集客文化都市」の実現を図ることを目的として、ビジターズ・インダストリー(集客産業)の振興を促進するなかで、観光やビジネスなど、その目的を問わず本市を訪れる者を対象とした、観光サービスの向上に資することを目的とした事業を対象とする。				
補助金の終期	平成28	年度	延長回数		回
終期を延長する理由					
交付対象経費及び補助金の算定方法等	その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 <補助対象経費> 下記に掲げる事業のうち、事務費、人件費などの団体運営に係る事務経費を除いたもの。 その他、特に市長が必要と認める経費は、交付の対象経費とすることができる。 (1) 市内の観光情報を提供する事業 (2) 快適な受入、回遊及び滞在環境の整備を促進すると認められる事業 (3) おもてなしの雰囲気演出すると認められる広報活動を全市的に取り組んでいる事業 (4) 接客サービスの向上に資する研修などの人材育成事業 <補助金額の算定方法> 交付の対象となる経費の総額の2分の1に相当する額を限度とし、予算の範囲内とする。			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段: 交付件数】 【下段: 決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	3 件	3 件	3 件	
	2,771 千円	2,771 千円	2,771 千円	2,871 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	①福岡市観光土産品協会 福岡市の経済発展に寄与するため、土産品の向上に関する研究をなし、これが改善と相互の連絡調整を図り、業界の健全な発展と併せて、観光客の誘致宣伝を行い、福岡市の観光事業の健全な振興を期する。 ②中洲観光モデル地区環境美化推進協議会 中洲地区を市内の代表的な観光モデル地区として、観光客やビジネス客、一般市民が健全に快適に楽しめる地域とするために、観光サービス並びに環境美化公衆衛生の改善向上を図る。 ③福岡市ホテル旅館協会 福岡市を訪れるまたは訪れようとする観光客やビジネス客等を対象とした本市の宿泊情報が主体となる観光関連情報を広報・宣伝するとともに、誘致活動を行うことにより、併せて福岡市の観光事業の推進に協力し、その振興に寄与する				
補助金交付 による効果	①福岡市観光土産品協会 プロモーション事業、広報宣伝事業等により、官民共同での福岡市への観光客の誘致促進、観光サービス向上に寄与している。 ②中洲観光モデル地区環境美化推進協議会 中洲地区の観光サービスや環境美化、公衆衛生の改善向上の取組を行い、中洲地区のイメージ向上に繋がっており、ビジターズ・インダストリーの振興に寄与している。 ③福岡市ホテル旅館協会 各ホテル・旅館従業員に対し、観光サービス従事者研修会を実施し、会員の資質向上を行うと共にパンフレットやホームページ等でホテル・旅館の位置情報やサービス内容等を提供することでビジターズ・インダストリーの振興促進に寄与している。				

※1: 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。